○国土交通省告示第六百六十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が次のとおり施行するので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年六月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(84)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇・九七三三秒、東経一三四度三五分五〇・三二六四秒）から二〇九度一六分三四秒七・七五メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から一四〇度二〇分一四メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から一九七度二〇分一六メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から一〇九度三〇分四一メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から三九度三〇分一二メートルの地点 (6)　(5)に掲げる地点から一二三度〇〇分七八メートルの地点 (7)　(6)に掲げる地点から一二三度三〇分二一メートルの地点 (8)　(7)に掲げる地点から二〇九度四二分一〇メートルの地点 (9)　(8)に掲げる地点から一二二度二九分三八メートルの地点 (10)　(9)に掲げる地点から三〇度四五分一一メートルの地点 (11)　(10)に掲げる地点から一一三度〇〇分八二メートルの地点 (12)　(11)に掲げる地点から二〇二度三〇分一三メートルの地点 (13)　(12)に掲げる地点から一一三度〇〇分三一メートルの地点 (14)　(13)に掲げる地点から二八度〇〇分九メートルの地点 (15)　(14)に掲げる地点から一一二度一〇分四四メートルの地点 (16)　(15)に掲げる地点から一〇九度五〇分六二メートルの地点 (17)　(16)に掲げる地点から一〇三度三〇分九三メートルの地点 (18)　(17)に掲げる地点から九三度二〇分一一〇メートルの地点 (19)　(18)に掲げる地点から一二一度五〇分二九メートルの地点 (20)　(19)に掲げる地点から二〇七度一〇分四五メートルの地点 (21)　(20)に掲げる地点から一八〇度一〇分二〇メートルの地点 (22)　(21)に掲げる地点から二一〇度五〇分六九メートルの地点 (23)　(22)に掲げる地点から一二六度五〇分一九メートルの地点 (24)　(23)に掲げる地点から三五度一〇分一〇〇メートルの地点 (25)　(24)に掲げる地点から三一度一〇分三一メートルの地点 (26)　(25)に掲げる地点から一〇七度一〇分一一九メートルの地点 (27)　(26)に掲げる地点から一九五度五八分一八メートルの地点 (28)　(27)に掲げる地点から一九二度一一分六メートルの地点 (29)　(28)に掲げる地点から一八八度三六分一三メートルの地点 (30)　(29)に掲げる地点から一〇二度〇三分二二メートルの地点 (31)　(30)に掲げる地点から一三度二二分一四メートルの地点 (32)　(31)に掲げる地点から一三度三一分二一メートルの地点 (33)　(32)に掲げる地点から一〇七度一〇分五七メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十五年六月二十八日

(34)　(33)に掲げる地点から一〇五度五〇分一七メートルの地点
(35)　(34)に掲げる地点から一〇八度四五分二四一メートルの地点
(36)　(35)に掲げる地点から一〇二度一三分八四メートルの地点
(37)　(36)に掲げる地点から九九度五二分一一四メートルの地点
(38)　(37)に掲げる地点から一〇八度五六分五〇メートルの地点
(39)　(38)に掲げる地点から二七度五七分一〇メートルの地点
(40)　(39)に掲げる地点から一二九度〇〇分四六メートルの地点
(41)　(40)に掲げる地点から一四一度四五分一三九メートルの地点
(42)　(41)に掲げる地点から一四三度三〇分三九メートルの地点
(43)　(42)に掲げる地点から二二四度三〇分一二メートルの地点
(44)　(43)に掲げる地点から一二三度三〇分二七メートルの地点
(45)　(44)に掲げる地点から四二度三〇分八メートルの地点
(46)　(45)に掲げる地点から一二三度三〇分一八〇メートルの地点
(47)　(46)に掲げる地点から二一三度三六分一三メートルの地点
(48)　(47)に掲げる地点から一二〇度〇四分六メートルの地点
(49)　(48)に掲げる地点から二一四度二五分一七メートルの地点
(50)　(49)に掲げる地点から一二三度〇七分五二メートルの地点
(51)　(50)に掲げる地点から一二三度一九分九メートルの地点
(52)　(51)に掲げる地点から一二三度〇九分一七メートルの地点
(53)　(52)に掲げる地点から三〇度一二分一二メートルの地点
(54)　(53)に掲げる地点から一〇四度五七分二メートルの地点
(55)　(54)に掲げる地点から三三度五〇分一メートルの地点
(56)　(55)に掲げる地点から一〇四度三二分三〇メートルの地点
(57)　(56)に掲げる地点から二九度五五分三メートルの地点
(58)　(57)に掲げる地点から三〇〇度三六分〇・五メートルの地点
(59)　(58)に掲げる地点から二九度三七分八メートルの地点
(60)　(59)に掲げる地点から一二九度〇〇分一八〇メートルの地点
(61)　(60)に掲げる地点から三九度〇〇分五六メートルの地点
(62)　(59)に掲げる地点から三九度〇九分六一メートルの地点
(63)　(59)に掲げる地点から三度〇七分三九メートルの地点
(64)　(46)に掲げる地点から三五度〇四分三一メートルの地点
(65)　(45)に掲げる地点から三三度〇〇分三五メートルの地点
(66)　(42)に掲げる地点から三七度四六分六三メートルの地点
(67)　(40)に掲げる地点から四九度二二分六九メートルの地点
(68)　(39)に掲げる地点から二七度五七分六七メートルの地点
(69)　(37)に掲げる地点から一七度〇一分七八メートルの地点
(70)　(36)に掲げる地点から九度五三分七八メートルの地点
(71)　(35)に掲げる地点から一二度五九分七八メートルの地点
(72)　(34)に掲げる地点から一五度五〇分六五メートルの地点
(73)　(33)に掲げる地点から二〇度五五分六六メートルの地点
(74)　(25)に掲げる地点から二三度一〇分六五メートルの地点